

寄附金等管理委員会設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会寄附金等取扱規程第7条第2項に規定する寄附金等管理委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 委員会は、寄附金等取扱規程第7条第1項に規定する寄附金等の受入、管理、運用等を適切に行うための審議を行う。

(組 織)

第3条 委員会は、委員は3名以上を選任し5名以内をもって組織する。

(委 員)

第4条 委員は連盟理事、外部学識経験者の中から理事会において選任する。

(任 期)

第5条 メンバーの任期は、本委員会規約第10条に定めのある役員の任期によるものとし、学識経験者にあつてはメンバーに選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の本委員会の日までとする。

2 ただし、委員は第4条に定める定数に足りなくなる時は、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、委員としての権利義務を有する。

(委員会)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。議長は委員長とする。審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

3 委員会は、前項による審査結果を速やかに寄附金等取扱責任者に報告しなければならない。

4 委員会の事務はスポーツ委員会事務局が行う。

(補 足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

本要綱は、2024（令和6）年11月10日から施行する。

(一財) 全日本ろうあ連盟スポーツ委員会

寄附金等管理委員会委員名簿

	氏 名
理 事	
理 事	
理 事	
監 事	
外部学識経験者	